

## 医療的ケアの判定スコアに係るQ & A

項目番号	質問	回答
1	医療的ケアの判定スコア（以下「判定スコア」という。）とはどういったものなのか。	<p>判定スコアは、医療的ケア児者の医療濃度をはかるためのものである。</p> <p>判定スコアは、医療的ケアの各項目毎に、「基本スコア」と「見守りスコア」の2つの構成となっており、これらの点数を合算したスコアをさす。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本スコア ⇒医療行為の該当有無についての評価</li> <li>・ 見守りスコア ⇒医療的ケアを実施するまでのリスクについて、医療的ケアに係るトラブルが命にかかるか、主介護者による回復が容易かどうかの評価</li> </ul>
2	判定スコアは、誰が判定するものなのか。	<p>医療的ケア児者が日ごろから診察を受けている医師（主治医）が行う。</p> <p>なお、医療的ケア児者の中には、大学病院等と地域の診療所の両方を受診している場合もあるが、そのような場合は、どちらの医師が判定してもよい。</p>
3	判定スコア表の様式は、病院に用意されているのか。	<p>判定スコアの判定業務については、厚生労働省から日本医師会等に協力依頼を行っているところではあるが、様式を置いていない病院があることも想定される。</p> <p>このため、市民に、判定スコアの案内を行う場合は、判定スコア表の様式を市民に渡した上で、医療機関を受診するよう勧めることが望ましい。</p>
4	判定スコアを医師に判定してもらった際、医療機関から文書作成料を求められたが、この文書作成料は、本人負担となるのか。	<p>お見込みのとおり。</p> <p>なお、判定スコアの判定に係る文書作成料の請求有無及びその額については、医療機関ごとに定めることになっている。</p> <p>※項番6の対応（「更新判定（2回目記入欄）」及び「再更新判定（3回目記入欄）」に日時等を記載する）場合の文書作成料の請求有無等についても同様。</p>
5	障害福祉サービス等の更新時も、判定スコア表を提出しなくてはいけないのか。	<p>お見込みのとおり。</p> <p>厚生労働省より、12か月に1回確認することとされていることから、状態が変わっていない場合であっても、判定スコアを提出する必要がある。</p>
6	障害福祉サービス等の更新時、前回と状態像が変わっていなくても、改めて、判定スコアの各項目について、医師に判定依頼を行う必要があるのか。	<p>再度、判定依頼を行う必要がある。</p> <p>ただし、医師の文書作成の負担軽減の観点から、前回判定時と判定結果が変わらない場合は、改めて各項目の判定を行うのではなく、前回判定時に使用した判定スコア表の写しの「更新判定（2回目記入欄）」に日時や氏名などを記入することで、再判定を行ったものとすることも可能。</p> <p>※ 状態像が変わり、判定スコアの点数に変更が生じる場合は、新しい用紙で判定スコアの判定を受ける必要がある。</p>
7	前回と状態像は変わっていないものの、前回判定時から、医療機関が変わった場合は、どのように対応すればよいか。	<p>医療機関が変わった場合は、前回と状態像が変わっていなくても、新しい用紙で判定スコアの判定を受ける必要がある。</p> <p>なお、医療機関は変わらず、主治医のみが変わった場合は、「更新判定（2回目記入欄）」及び「再更新判定（3回目記入欄）」に日時等を記載することで、再判定を行ったものとすることができる。</p>
8	障害福祉サービス等の更新にあたり、前回判定時に使用した判定スコア表の写しの交付を求められたが、写しを渡してもよいか。	写しを渡すことは問題ない。